

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております)

## 2884号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

茶摘み  
(静岡県)



随 情 フォーラム 政 活  
想 報 想 策 動

藤原会長が岩手県を訪問―県内沿岸部7町村の復興状況視察及び派遣職員を激励―……………(2)

子ども・子育て支援新制度について  
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局総務課 少子化対策企画室長 竹林 悟史……………(4)

「農業、交流、定住のまち」づくりを目指して―徳島県勝浦町……………(7)

町村Navi……………(11)

街路樹の功罪……………(12)

…………… 埼玉県松伏町長 会田 重雄……………(12)

### コラム

## 「田園回帰」の意味

明治大学教授 小田切 徳美

一部の過疎地域で、都市からの移住・定住の動きが活発化している。それは、特に中国山地で顕著である。過疎化現象が全国に先駆けてこの地域で顕在化したのは、1960年代中頃であり、ちょうど半世紀を経て、同じ場所から逆転が始まったのである。そのため、いささか大時代的な表現であろうが、これをあえて「田園回帰」と呼んでおこう。

その内実を、島根県邑南町で見ると、ここでも2013年度における人口(日本人)の社会動態は20人の増加に転換していた。旧3町による合併直後の2005年度の85人減から徐々に改善し、今に至っており、ここ1～2年間の変化がめざましい。その背景には、2010年から始まる「日本一の子育て村構想」がある。「地域(子育て)をスローガンとする、行政と住民による多面的な取り組みが若い女性の心に響き、彼女の移住を支えている。

実は、中国山地の人口基調の変化には、多かれ少なかれ、若い世代、特に女性が係わっている。昨今の動きは、量的な活発化のみならず、質的な変化が見られるのである。このような現実がある一方で、過疎地域や農山漁村をめぐる、「市町村消滅論」が世間を騒がせている。日本創成会議が20

40年の地方部における若い女性人口の激しい減少を予測し、その一部を「消滅可能市町村」としたことは周知の通りである。残念なことに先の邑南町もそれに含まれている。

しかし、ここで気づくことは、日本創成会議が、地方で大幅に減少すると予想した若い女性にこそ、動きがあることである。彼女らが「田園回帰」のひとつの主役であった。つまり、試算では2010年までの動きをベースとし、それ以降本格化するこの推計には修正が迫られている。

このことは同時に、邑南町で見られるように、行政が自らの地域を磨くための明確な方向性を示し、住民を含めた実践が積み重ねられれば、試算が示すトレンドは十分に換えられることを示唆している。

このように考えると、「田園回帰」は単に人の流れの反転以上の意味があることがわかる。「市町村消滅」を論じるような乱暴な試算とその方向性を「時代の流れ」と諦めて受け入れるのか、そうではなく、知恵と努力により若者の「田園回帰」を実現し、未来を変えるのか、という地域の選択である。そして、それは、日本社会の選択でもある。

### 写真キャプション

4月から5月が一番茶となる新芽を摘む時期だが、6月中旬から7月上旬にかけては二番茶となる茶葉の収穫が行われる。今では機械を使った収穫が主流となったため、良い芽を選んで摘む手摘みのお茶は貴重。茶摘み体験ができる茶園もあるので、茶処を訪れる際には挑戦してみたいいかがだろう。

# 藤原会長が岩手県を訪問

全国町村会

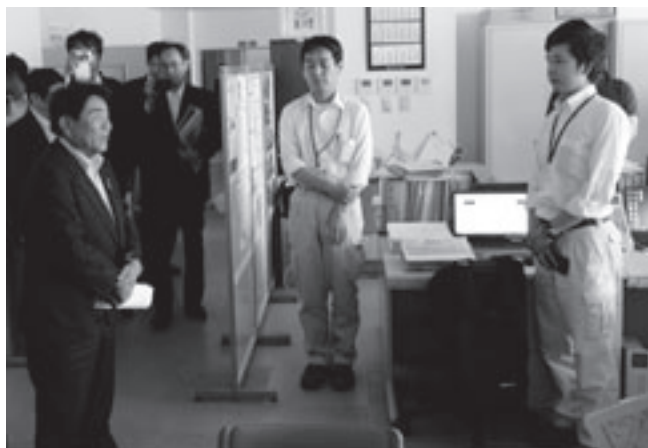
— 県内沿岸部7町村の復興状況視察及び派遣職員を激励 —



▲中村岩手県復興局長（右から2人目）から説明を受ける藤原会長（左から2人目）、民部田岩手県町村会長（左から3人目）



▲碓川大槌町長（右）と意見を交わす藤原会長（左）と民部田岩手県町村会長（左から2人目）



▲大槌町復興推進課に長野県軽井沢町から派遣されている職員（右と中央）を激励する藤原会長（左）

藤原忠彦全国町村会長（長野県川上村長）は、6月4日と5日の両日、岩手県庁をはじめ県内沿岸部の7町村を訪問し、東日本大震災からの復興状況を視察及び派遣職員を激励した。

4日は、訪問に先立ち、藤原会長と民部田幾夫岩手県町村会長（岩手町長）が、中村岩手県復興局長と面談し、復興の進捗状況や課題等について意見を交わした。

その後、大槌町（碓川豊町長）、山田町（佐藤信逸町長）並びに岩泉町（伊達勝身町長）をそれぞれ訪問し、町長の案内で町内の復興状況を視察し、地域の厳しい現状や今後の見通しなどについて意見交換した。大槌町と山田町では、町村から派遣されている職員に面談し感謝の意

を伝えた。

5日には、県北部の田野畑村（石原弘村長）、普代村（榎屋伸夫村長）、野田村（小田祐土村長）並びに洋野町（水上信宏町長）をそれぞれ訪問し、町村長の案内で町村内の復興状況を視察し、地域の厳しい現状を把握するとともに、田野畑村では、青森県佐井村から派遣されている職員に面談し激励した。

藤原会長は、全国町村会として支援を継続することや、被災町村への職員派遣を全国に呼びかけるとともに、国に対しても、民部田岩手県町村会長と連携し、復興の加速化を要請していくなどと述べた。

活 動



▲三陸鉄道小本駅で伊達岩泉町長（中央）から説明を受ける藤原会長（右から2人目）と民部田岩手県町村会長（右）



▲山田町役場屋上で佐藤山田町長（中央）から説明を受ける藤原会長（左）と民部田岩手県町村会長（右）



▲普代村黒崎展望台で柗屋普代村長(右) から漁業被害の説明を受ける藤原会長（中央）と民部田岩手県町村会長（左）



▲田野畑村役場で石原田野畑村長(中央)に川上村高原レタス等を贈呈する藤原会長(左)と民部田岩手県町村会長（右）



▲「ひろの水産会館ウニーク」(物産センター)で水上洋野町長（左）から説明を受ける藤原会長（右から3人目）と民部田岩手県町村会長（右）



▲野田村沿岸部の復興工事現場で小田野田村長（左から2人目）から説明を受ける藤原会長（中央）と民部田岩手県町村会長（左）

政 策

# 子ども・子育て支援新制度について

政策解説

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局総務課 少子化対策企画室長 竹林 悟史

## 1. 制度改革の背景

現在、わが国では深刻な少子化が進行しているが、これは「安心して子どもを生み、育てたい」とする国民の「希望」と「現実」が乖離した結果であると指摘されている。

出生率の低下は、先進国共通の現象であるが、フランス、イギリス、スウェーデンといった国々では、国を挙げて、必要な財政資源も投入して、子育て支援の充実や、仕事と子育ての両立支援等に取組み、人口をほぼ維持できる水準まで出生率を回復させてきている。

わが国の子ども・子育て支援をめぐっては、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化に伴う子育ての孤立感・負担感の解消、親の働き方にかかわらず質の高い幼児期の学校教育・保育を受ける機会の保障、特に都市部を中心とした保育所待機児童の解消、といった課題がある。

こうした課題に対応するため、「社会保障と税の一体改革」の一翼を担

う制度として、平成24年8月、子ども・子育て支援法など関連3法が成立した。(関連3法に基づく新たな仕組みを「子ども・子育て支援新制度」と呼ぶ。)

今般の社会保障と税の一体改革は、「全世代型の社会保障への転換」を1つの柱とし、年金・高齢者医療・介護の「高齢者3経費」に限定されていた消費税の充当先を「子育て支援」にも拡充するものである。具体的には、消費税率10%への引上げによる増収のうち0.7兆円分を子育て支援の充実に充てることとされている。

子ども・子育て支援新制度では、すべての子どもたちに健やかな成長を保障することを主眼とし、消費税の増収分を安定財源として、幼児教育・保育の量的拡大や質の向上、地域の子ども・子育て支援の充実などを進めることとしている。具体的には、住民に最も身近な自治体である市町村が、地域の子育て家庭の多様なニーズを把握し、新制度の様々な施設や事業を組み合わせ、その地域に最もあったやり方で、計画的に住

民のニーズに応じていく仕組みとしている。

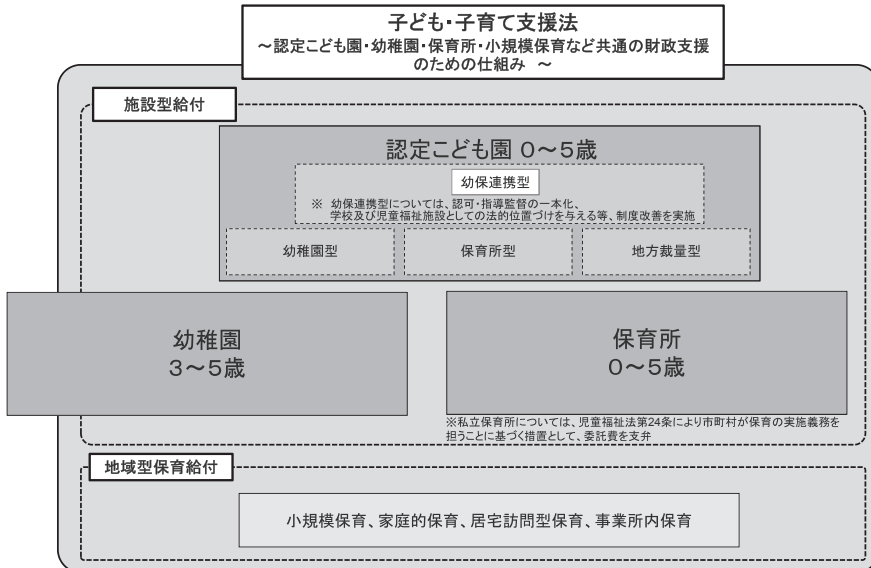
## 2. 新制度の主な内容

子ども・子育て支援新制度の主なポイントは、以下の3点である。

1点目は、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び定員20人未満の小さな保育サービスに対する給付である「地域型保育給付」の創設である。

これまで幼稚園には都道府県から私学助成(文科省予算)が、保育所には市町村から運営委託費(厚生省予算)が支給されるなど財政支

■参考1 子ども・子育て支援法について



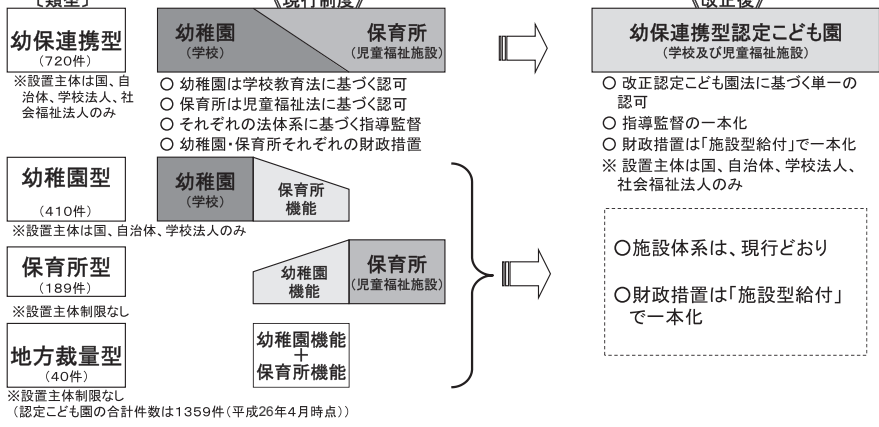
援の仕組みが異なっていたが、新制度では、認定こども園も含め、市町村から支給される施設型給付等(内閣府予算)に一元化される。従来の「施設」ではなく「子ども・保護者」に着目した財政支援の仕組みに組み替えるものとも言える。

また、認可保育所は原則定員20名以上であるが、土地の確保が困難な大都市部で、0~2歳が大半を占め

政 策

■参考2 認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設(新たな「幼保連携型認定こども園」)
  - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
  - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ (株式会社等の参入は不可)
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
  - 消費税を含む安定的な財源を確保



観点から、小規模保育事業(定員6〜19人)家庭的保育事業(定員5人以下)などに対する財政支援の仕組みとして、地域型保育給付を創設したものである。

2点目は、認定こども園制度の改善である。

認定こども園は、幼児期の学校教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設であり、保護者の働き方が変わっても、子どもは同じ施設に通い続けることができるという特徴がある。また、子育ての相談や親子の集まる場所の提供など、在宅の子育て家庭に対する支援の実施も義務付けられている。

認可・指導監督が並存する、いわゆる「二重行政」の課題が、他の3類型については、認可のない機能部分に対する「財政支援の不十分さ」の課題がそれぞれ指摘されていた。

今回の改正では、幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設の法的位置づけをもつ単一の施設に衣替えし、認定こども園法に基づく認可・指導監督に一元化することにより二重行政を解消するとともに、他の類型についても、認可外の機能部分を施設型給付の対象にするなど、認定こども園の普及を阻んでいた要因を解消したところ。

子どもが少なくない、独立した幼稚園・保育所としての運営が難しくなった地域においても、認定こども園を活用すれば、一定の集団規模を確保しつつ、学校教育・保育の機能を維持することができる。今回の認定こども園制度の見直しにより、地域のニーズに応じた事業展開が容易になり、認定こども園の普及が進むものと考えている。

3点目は、地域の子ども・子育て支援の充実である。

現在、満3歳未満の子どもがいる家庭のうち7割は在宅で子育てを行っているが、これまで在宅の子育てに対する支援が十分でなく、子育ての不安感・負担感が高まっているとの課題が指摘されていた。新制度では、保育が必要な子どもがいる家庭だけでなく、全ての子育て家庭を対象とした支援として、子育ての相談や親子同士の交流ができる「地域子育て支援拠点事業」や一時預かり事業、更には留守家庭の子どもの放課後の居場所となる放課後児童クラブなどを「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけ、消費税財源を投入して、一層の充実を図ることとしている。

なお、個々の保護者にとって、新制度の多様な施設・事業のどれを利用するのがよいのか自らの確に判断することは容易ではない。このため、「地域子ども・子育て支援事業」の1類型として「利用者支援事業」を創設し、身近な場所(地域子育て支援拠点など)で相談に応じ、個別の家庭のニーズを把握して、適切な施設・事業の利用につなげる(利用者支援)とともに、地域の関係者とネットワークを構築し、必要に応じて足りない社会資源を開発していく(地域連携)機能を担わせることとしている。この事業は、子育て家庭のニーズを実際の施設・事業の利用に結び付ける上で、市町村レベルでの需給計画と「車の両輪」となる極めて重

る待機児童の解消を進めるためには、0〜2歳の受入れに特化した小回りの利く保育サービスの活用が有効な場合も考えられる。また、郡部など人口減少地域でも、20人未満の小さな保育サービスに対する国の財政支援が整備されれば、子どもが減っても廃園に追い込まれることなく、身近な地域に保育サービスを維持することが可能になる。こうした

観点から、小規模保育事業(定員6〜19人)家庭的保育事業(定員5人以下)などに対する財政支援の仕組みとして、地域型保育給付を創設したものである。

2点目は、認定こども園制度の改善である。

認定こども園は、幼児期の学校教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設であり、保護者の働き方が変わっても、子どもは同じ施設に通い続けることができるという特徴がある。また、子育ての相談や親子の集まる場所の提供など、在宅の子育て家庭に対する支援の実施も義務付けられている。

認可・指導監督が並存する、いわゆる「二重行政」の課題が、他の3類型については、認可のない機能部分に対する「財政支援の不十分さ」の課題がそれぞれ指摘されていた。

今回の改正では、幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設の法的位置づけをもつ単一の施設に衣替えし、認定こども園法に基づく認可・指導監督に一元化することにより二重行政を解消するとともに、他の類型についても、認可外の機能部分を施設型給付の対象にするなど、認定こども園の普及を阻んでいた要因を解消したところ。

子どもが少なくない、独立した幼稚園・保育所としての運営が難しくなった地域においても、認定こども園を活用すれば、一定の集団規模を確保しつつ、学校教育・保育の機能を維持することができる。今回の認定こども園制度の見直しにより、地域のニーズに応じた事業展開が容易になり、認定こども園の普及が進むものと考えている。

3点目は、地域の子ども・子育て支援の充実である。

現在、満3歳未満の子どもがいる家庭のうち7割は在宅で子育てを行っているが、これまで在宅の子育てに対する支援が十分でなく、子育ての不安感・負担感が高まっているとの課題が指摘されていた。新制度では、保育が必要な子どもがいる家庭だけでなく、全ての子育て家庭を対象とした支援として、子育ての相談や親子同士の交流ができる「地域子育て支援拠点事業」や一時預かり事業、更には留守家庭の子どもの放課後の居場所となる放課後児童クラブなどを「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけ、消費税財源を投入して、一層の充実を図ることとしている。

なお、個々の保護者にとって、新制度の多様な施設・事業のどれを利用するのがよいのか自らの確に判断することは容易ではない。このため、「地域子ども・子育て支援事業」の1類型として「利用者支援事業」を創設し、身近な場所(地域子育て支援拠点など)で相談に応じ、個別の家庭のニーズを把握して、適切な施設・事業の利用につなげる(利用者支援)とともに、地域の関係者とネットワークを構築し、必要に応じて足りない社会資源を開発していく(地域連携)機能を担わせることとしている。この事業は、子育て家庭のニーズを実際の施設・事業の利用に結び付ける上で、市町村レベルでの需給計画と「車の両輪」となる極めて重

政 策

3. 市町村の役割

要な事業だと考えている。

新制度では、住民に最も身近な自治体である市町村が実施主体となる。具体的には、事業計画を策定し、潜在的なニーズも含め、地域の子育て家庭の多様なニーズを把握し、需要の見込みを立てるとともに、これ

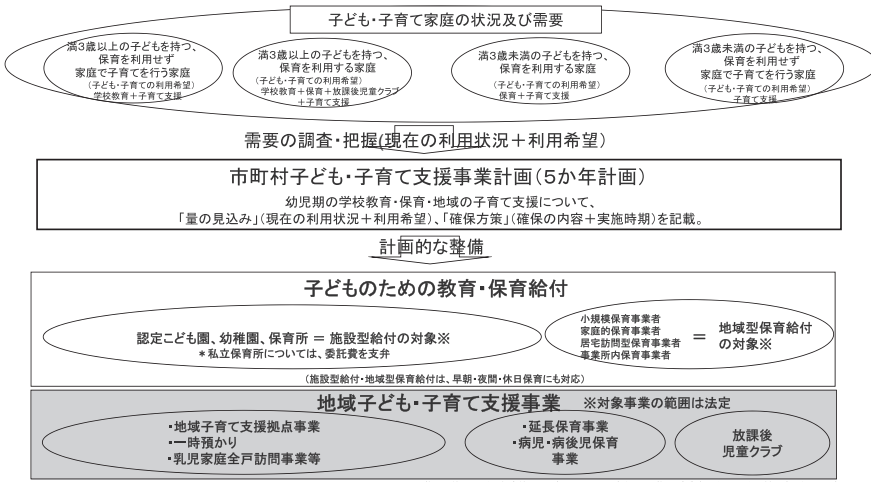
に応えるべく、多様な施設や事業を組み合わせ、計画的に供給体制を整備していく仕組みとしている。また、施設型給付及び地域型保育給付の給付主体となり、給付対象とする施設の確認を行い、指導監督を行う権限も持つことになる。さらに、地域の実情に応じて展開される地域子ども・子育て支援事業について、直営又は委託・補助により実施すること

となる。いわば、幼稚園も含めた地域の子育て資源について、市町村に責任、権限、財源を集中させることで、子育て支援の充実・強化を図る仕組みであり、国と都道府県がこれを重層的に支えることとしている。新制度の施行を予定している平成27年4月の入所に向けた手続きは、多くの市町村・園で、本年秋には開始される。その時点では、少なくとも27年4月入所の受け皿となる施設は固まっている必要がある。

そのためには、秋口までに、施設・事業の認可・確認の審査に必要な①市町村事業計画、②各種基準が定まっている必要がある。事業計画については、多くの市町村で、住民に対するニーズ調査を基に、計画の「量の見込み」(需要)を積算していただいていると承知している。5月末に国が発表した「公定価格の仮単価」等を踏まえ、私立幼稚園等に対する意向調査を実施していただいているところであるが、今後、これらの結果も取り込みながら、「量の見込み」に見合う「確保方策」の検討作業に取り掛かっていただきたい。また、地域型保育事業の認可基準や、給付対象とする施設・事業の運営基準については、早い市町村では6月議会に、それ以外の市町村でも9月議会に条例案を提出すべく準備を進められているものと承知しており、引き続き取組みをお願いしたい。

■参考3 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)



※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

子ども・子育て支援新制度は、今回の社会保障と税の一体改革の目玉であり、住民の皆さんに増税をお願いしたことの結果を実感していただく観点からも、子育て支援の量と質の充実にしっかり取り組む必要があると考えている。実施主体である市

何かと面倒な相続手続き、お手伝いいたします。

# 遺産整理業務

[わかち愛]

※遺産整理業務には所定の手数料がかかります。※遺産整理手続き完了時(例)遺産額2億円の場合、遺産整理業務手数料2,887,500円(消費税込み)。(平成17年10月1日現在)

三菱UFJ信託銀行

お問い合わせは ☎0120-349-250 ご利用時間/平日・土・日 9:00~17:00 (祝日等を除く) (回線がつながりませんでしたら 留守番を押してください。)

でも最新の情報を掲載してあるの、あわせてご覧いただきたい。

フォーラム

▷勝浦川支流に飛び交うホタル(6月初旬)



現地レポート 地域資源を活かした活性化策

「農業、交流、定住のまち」づくりを

目指して

徳島県

かつ ぶら ちよ 勝浦町

まちの中央を西から東へと流れてい  
ます。勝浦川とその周辺に広がるのどか  
な田園風景、まちを囲む緑したたる  
山々は、勝浦町の自然の豊かさを象徴  
しています。

県都徳島市のほか2市と隣接し、そ  
れぞれ自動車で30〜40分程度の通勤  
通学には、比較的近い距離にあります  
が、公共交通機関が民営の路線バス  
のみで、国道も鉄道もない、いわゆる「な  
いなしサミット」加入の町です。

人口の推移は、本町が合併により誕  
生した昭和30年当時の10、160人  
から60年近く経過し、平成26年3月末  
では5、689人(住基)と、概ね半  
数近くに減少、現在でも、毎年平均し  
て80人余りの人口減少が続く過疎のま  
ちです。

勝浦町は平成2年に人口減少と高齢  
者比率の状況から過疎の地域指定を受  
けましたが、高齢者比率は昭和の時代  
に行われた5年ごとの国勢調査で2ポ

勝浦町の概要

勝浦町は四国、徳島県の東部に位置  
し、剣山系を源とする清流勝浦川が



フォーラム

勝浦農業の歴史と現状

イント程度の上昇であったのに対し、平成に入ってから3ポイント以上も上昇し、平成22年国勢調査では35.2%となっています。

「勝浦町の先人がみかんの苗木の搬出を厳しく取り締まっていた紀州藩(和歌山)から、大根をくり貫き、そこにみかんの穂木をさして隠し持ち帰った」と伝えられている逸話があるように、勝浦町は阿波みかん発祥の地として、県内では最も早くからみかん栽培が始まったまちとして知られています。

みかん栽培は、昭和30年代には最盛



△収穫中のみかん園と中心やや右下に見えるのが貯蔵庫

期を迎え、地元新聞紙の見出しでは「みかんが光るすばらしい黄金郷」として紹介され、当時、電話普及率が県内でもトップであったことなどからその繁栄の様子を察することができます。

しかし、生産拡大、オレンジの貿易自由化やみかんの価格低迷、更には、昭和56年2月の大寒波のためみかんの木が枯死する大災害が発生したことに伴い、他の作物への転換、あるいは施設園芸との複合経営に移行する農家が増加しました。一時期はハウスみかんと複合経営も盛んに行われていたが、燃料高騰と価格低迷のためハウス施設のみかん栽培は数戸の農家に減少しています。

昭和45年の総世帯数1、896世帯に占める農家数(販売農家)の割合は66%、1、246戸でしたが、平成22年では総世帯数1、878世帯に対し30%、563戸と大きく減少し、その内みかんを販売する農家は471戸となっています。農家数の減少は平成の時代に入ってから特に著しく、農業センサスの調査毎に50戸を超える農家が廃業している調査結果となっています。これは、人口と同様、農家の高齢化が進み、担い手不足であることを顕著に物語っています。

このような状況の中、徳島県のみかん生産量は12、800tで全国17位(2013年2月発表)と他県に比較して大きな産地ではありませんが、そ

の中の40%余りの5、290tを本町で生産しています。

みかん以外の農産物では、果樹として、徳島県特産のすだちや柚、ゆづこ、野菜では、いちこの施設栽培、なす、オクラ、菜の花などの栽培が盛んでみかんと複合経営が定着しています。また、全国でも稀少な特産品として、山菜で知られている「野蒜(のびる)」を栽培し、主に首都圏に出荷しています。

勝浦農貯蔵みかんブランドを  
目指し

「このままでは、みかん農家は減少する一方。あと10年もすると農家も農地も更に半減してしまふ。団結して勝浦農業を再生しなければ特産の貯蔵みかんが消えてしまふ。」と平成22年、篤農家を中心とした「勝浦貯蔵みかんブランド化検討会」が立ち上がりました。農業の危機的状況を危惧し、勝浦農業の再生を目指してみかん園地と栽培技術を継承していくため、町は農業の魅力と経済性を高めることを目標に、勝浦貯蔵みかんのブランド化事業への取り組みを開始しました。

勝浦町のみかん栽培は、12月に収穫した高糖系普通温州みかんを専用の貯蔵庫で大切に熟成させ、越年後、2月から4月後半まで出荷が続きます。勝浦貯蔵みかんの特徴は、高い糖度だけではなく、貯蔵期間を長くすることので



△貯蔵庫内部、点検しやすい引き出し型の棚(せいろ)、上部と下部に空気を出し入れする窓があり、温度湿度を調整する。

酸度も適度に含まれています。貯蔵技術では早朝の冷気を貯蔵庫内に取り入れ、その後は温度と湿度管理に細心の注意を払うことで長期保存しても収穫時の新鮮さと糖酸度のバランスを絶妙に保つことができます。

他産地の出荷最盛期から時期を遅らせることから、3月、4月の市場出荷量はトップクラスとなっており、特に京阪神市場では1番のシェアを占めています。

現在、町ではこのみかんの特徴を生かしたブランド「勝浦貯蔵みかん」をより多くの消費者にPRするため、マスコットキャラクター「ちよぞっ娘」(<http://www.town.katsurui.a.jp/>)



フォーラム

Docs/2011010500013)を活用した各種タンボール箱、小売り用小分け袋、みかんを使った加工品などの開発を進めています。

また、貯蔵みかんPR用のアイテムとして、ちょぞつ娘が貯蔵みかんを紹介するDVD動画を作成しYouTubeで放映(先述URLから)ご覧になれます(するほか、平成25年には着ぐるみを製作し、町内イベントはもとより、県内外での販売促進等イベントで活動を開始しました。

ブランド化の最大の課題として勝浦貯蔵みかんの品質統一化が問題となりました。勝浦町のみかん出荷体制が主に個選共販であるため、機械などの作業行程が少なく、より新鮮な状況で出



△着ぐるみの「ちょぞつ娘」、25年3月東京秋葉原アトレでデビュー

荷できるメリットがありました。選果を各農家で行っているため品質の選別にバラツキが生まれるというデメリットもありました。

このため、「勝浦貯蔵みかんブランド化検討会」を更に拡充し、「勝浦みかん生産販売促進協議会」へと平成26年1月に改組し、栽培や貯蔵管理のほかコンパクト光センサー糖酸度計を活用した品質調査などについて、今後、検討を進めることとしています。

ブランド化の取り組みについて、本格的な活動はまだ始まったばかりで、今まで少数農家で組織した出荷組合を一つにまとめる作業など数多くの課題が山積みされていますが、徐々にでも農家の経済向上に効果を上げ、担い手が農業に魅力を感じられる事業を積極的に展開していく所存です。

**グリーンツーリズム事業で交流促進**

「小学校がなくなれば、老若男女、地区住民が集まる機会がなくなる。コミュニティの崩壊じゃ。」平成7年に児童数の減少に伴い坂本小学校の廃校が決定し、地域住民にとって最大のコミュニティ機会がなくなることに、悲痛な叫びが町や議会に訴えられました。

勝浦町の最も奥まったところの坂本地区では、勝浦町誕生以前から1地区1小学校で、運動会も全世帯が参加し

坂本区民運動会を開催するなど、小学校が地域コミュニティの拠点となっていました。

町は平成8年から、地区住民と対話集会を何度も重ね、「風呂品に入って、ゆっくり話ができる集会施設がほしい」「地域の行事やイベントができる施設は?」「農産物の加工施設は?」など様々な意見が出る中、「若者と老人向けの宿泊・研修施設」という地区の検討案に対し、当時、徐々に広まりつつあった「グリーンツーリズム事業を实践できる農村体験宿泊施設に取り組んでみては」と提案をしました。

方向性が決定してからは、地域づくりにアドバイザーを招聘し、初めて耳に



▷「ふれあいの里さかもと」のスタッフ。地元食材での田舎料理が好評

する「グリーンツーリズム」事業の研究や、遠路千葉県旧和田町への視察など、精力的に地区内で検討を重ねた結果、平成12年に坂本小学校はグリーンツーリズムを实践する農村体験宿泊施設「ふれあいの里さかもと」として改修することになりました。

坂本地区で11名の有志が「坂本グリーンツーリズム実行委員会」を組織し、企画部門では、農業農村体験メニューづくりとインストラクターの育成、料理部門では女性を募り、郷土食を提供できるメニューに仕上げ、情報部門ではパンフレット等の作成やホームページの開設など運営準備を進める



▷まちのイベントを盛り上げる阿波おどり

フォーラム

＜勝浦町最大のイベント「ビッグひな祭り」＞



＜坂本地区で「お雛様の奥座敷」を同時開催。ひな街道の飾り付けを希望するリピーターが増えている。＞



＜ユニークな体験メニュー「じんぞく狩り（ゴリ押し）」＞



中で、インストラクターや調理員など協力者の増員を図り、平成14年3月開設に至りました。

来客数や運営内容、素人ばかりの集団が取り組むことに不安を抱えながらの開設でしたが、当初見込んでいた年間宿泊者数1、560人、日帰り利用者数240人、計1、800人の目標数値を、平成25年度では、宿泊者数3、081人、日帰り利用者数9、398人、計12、479人と大きく上回り、現在ではリピーターも増え、当初目標の利用者数を大幅に超えています。

農村体験のメニューも増え、定番の豆腐・こんにゃく・くじや山菜採り、

勝浦町ならではのみかん狩りのほか、ユニークなひな街道でのひな飾りや「じんぞくがり（ゴリ押し）」、パン・ピザづくりなど多彩な体験ができます。

町では、農村体験宿泊施設「ふれあいの里さかもと」の運営に対し、その経費の一部を5年間助成してきましたが、その後は、グリーンツーリズム事業に対する補助金の支出はあるものの、農村体験宿泊施設経営の財源確保については実行委員会の独立採算で運営できるまでに至っています。

この「ふれあいの里さかもと」では、数年前から農業の担い手確保や就農の

ための農作業を実践できる講座として「坂本農楽みかん組」を開設し、みかん栽培の技術習得や新規就農者への指導を進めてきました。

今後の事業展開として、当該施設が勝浦町移住交流支援センターにもなっていることから、モデル事業として当地区で空き家等を改修した農村生活体験事業の検討を始めています。

キーワードは世代交代

現在、施設は順調に運営されていますが、既に事業開始してから10数年が経過し、当初から運営に携わっている

当時のリタイヤ世代も高齢化してきたため、実行委員会自体も一時期の勢いが失われていく懸念が生じています。農業においても、地域づくり事業においても高齢化が問題となっており、積み上げてきた知識や技術とその成果を継承していくためには、担い手不足という課題の解決が重要となってきます。

このため、事業を牽引してきた世代が新たな時代の価値観を受け入れる意識改革と、次の世代が先人の培ってきた知識や技術を継承していく意欲が必要です。

町としては、この世代交代がスムーズに引き継がれていく支援について知恵を絞り提供していく所存です。

勝浦町 産業交流課

その人を信じて、その人に託す。  
Meet The Trust Bank



**三井住友信託銀行**  
SUMITOMO MITSUI TRUST BANK

<http://www.smtb.jp> 三井住友信託銀行 検索

随 想

随 想

街路樹の功罪

埼玉県松伏町長 会田重雄



若葉青葉の美しい季節になりました。夏には木陰と涼風を届けてくれる町の街路樹も、山野の木々に負けじと豊かに葉を繁らせています。

この時季になるといつも悔やむことがあります。それは街路樹にどうして「くすの木」を選んでしまったのかということなのです。

平成の初め区画整理事業により道路を整備した際、幅2メートルほどの歩道に街路樹を植えました。通りによって植えられた木の種類は違うのですが、二十数年経った現在、その巨木の維持管理に苦勞しています。特に「くすの木」が街路樹の域を超え、目通り30センチ、高さが数10メートルにも成長しています。そして成長の早い枝葉の剪定は毎年行わなければならない、おまけにくすの木は一本当たりの剪定枝の量が多く、その処分にも多額の費用がかかります。

また地上のみならず、成長する根が歩道の縁石やタイルを持ち上げてしまい、その補修の費用捻出にも苦勞しているからです。

当時は歩道付き道路の整備は初めての事業であり、もちろん道路への



▷緑豊かなくすの木の並木道

植栽も初めてのことだったので「くすの木」の生態をよく調べないまま害虫や病気に強いというだけで選択したようです。

くすの木は温暖な地域を好み、大きいものでは目通り1メートル以上、樹高は10メートル以上にもなる樹木です。大宮(さいたま市)の氷川神社や明治神宮の境内に御神木として植えられておりますので、ご存知の方が多いと思います。注連縄が張ってあるあの巨木です。

ちなみに埼玉県越生町にある埼玉県指定天然記念物の「上谷の大クス」は目通り15メートル、樹高は30メートルあるそうです。

くすの木は公園等の広い空間に適した樹木だと、今では職員も分かってきましたが、既に植えられているくすの木には毎年悩まされています。本町にはこれ以外にもケヤキが街路樹として植えられている道路があります。ケヤキは「埼玉県の木」に指定されている、幹も枝も天高く伸びるあのケヤキです。

ケヤキも、くすの木同様大きく育つ木で、最近では屋敷林の消滅と共により見られなくなってしまうましたが、屋敷林に多く植えられている木です。



こちら(ケヤキ)もくすの木同様、根の成長による歩道への影響もさることながら、秋の落葉シーズンに、近隣の住民から落ち葉掃除の苦情が出ないよう太い幹から1〜2メートルで枝を切り詰める対策を取っています。その姿は「植物虐待」(こんな言葉はないかもしれませんが)が敢えて言わせてもらいます)の見本を作り出している状況でなんとも悲しいことです。

精一杯生きている街路樹には何の罪もないことです。街路樹の樹種選定にあたってはその木の生態をよく調査すると共に、くれぐれも細心の注意を払って決めたいものです。